

加賀市令和6年能登半島地震に係る被災木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

令和6年9月24日

告示第114号

改正 令和6年12月27日告示第141号

令和7年4月17日告示第52号

令和7年9月22日告示第109号

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震(以下「地震」という。)により被害を受けた被災木造住宅を早期に耐震改修工事又は建替え工事を実施し、被災者の生活の再建を図るため必要な事業について、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災木造住宅 木造住宅(木造一戸建ての住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が当該建物の延べ床面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。以下同じ。)のうち、地震により被災し罹災証明書が発行されたものをいう。
- (2) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けている者のうち、一般財団法人日本建築防災協会(この項において「協会」という。)が主催し、又は共催する講習会を修了した者をいう。)が、同協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法又は精密診断法により行う、建築物の耐震性の判定基準に係る上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上にするための改修設計に基づく改修工事をいう。
- (3) 建替え工事 地震に対する安全性の向上を目的として、従前の被災木造住宅を除却し、住宅を新築する工事をいい、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。
 - ア 従前の被災木造住宅の耐震診断の評点のうち、最小のうちの値が1.0未満と診断された住宅で「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅又は市長が特に必要と認めたもの。
 - イ 従前の被災木造住宅は、被災家屋等の解体・撤去制度(公費解体)により解体・撤去しないこと。
 - ウ 従前の被災木造住宅が存する敷地を含む敷地で行う建替えとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

エ 従前の被災木造住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に規定する土砂災害特別警戒区域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)外に存すること。

オ 建替え後の住宅は、原則として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

(4) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を次の区分により段階的に行う工事をいう。

ア 第一段階耐震改修工事 耐震改修工事のうち、次のいずれかに適合するもの

(ア) 被災木造住宅全体の上部構造評点が0.7未満のものを0.7以上とする工事

(イ) 2階建ての被災木造住宅の1階部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事

(ウ) 構造的に分離された納屋、土蔵等を除いた住宅部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事

イ 第二段階耐震改修工事 第一段階耐震改修工事による補助金の交付を受けた被災木造住宅について、被災木造住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするもの

(5) 耐震改修等事業 耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び建替え工事をいう。

(事業の種類等)

第3条 第1条の規定による事業の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、被災木造住宅の所有者(所有する予定の者を含む。)又は居住者(居住する予定の者を含む。)とする。

(補助対象住宅)

第5条 耐震改修等事業の対象となる被災木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けて耐震改修等事業(第一段階耐震改修工事を除く。)を行ったもの又は他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となるものを除く。

(1) 本市の区域内に存するもの

(2) 現に居住の用に供しているもの又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供するもの

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第7条 申請者は、規則第14条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第2号)により、市長に請求するものとする。

(代理受領)

第8条 申請者は、補助金の交付の請求及び受領について、耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び建替え工事の施工を行う者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 申請者は、前項の代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による請求書を提出する前までに、代理受領に係る委任状(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、前項の委任状を市長に提出した場合において当該委任を中止し、又は変更したときは、書面により市長に届け出なければならない。

(整備保管)

第9条 申請者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日以降の補助金の交付から適用する。

附 則(令和6年12月27日告示第141号)

この告示は、令和7年1月1日から施行し、令和6年1月1日以降の補助金の交付から適用する。

附 則(令和7年4月17日告示第52号)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(令和7年9月22日告示第109号)

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年度分の補助金の交付から適用する。

(差額の交付)

- 2 令和7年4月1日以後に、この告示による改正前の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対して交付する補助金の額は、この告示による改正後の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第5条第1号に規定する補助金の上限額から既に交付された補助金の額を減じた額とする。

別表(第3条関係)

事業の種類等

事業の種類	補助対象経費	補助金の額
耐震改修事業	耐震改修工事に要する経費	1戸当たり2,300,000円を限度額とする。ただし、過去に補助対象住宅について、本補助金の交付を受けたことがある場合は、限度額から当該補助金の額を減じた額を限度額とする。
建替え工事	耐震改修工事に相当する経費	従前の木造被災住宅の延床面積に22,500円を乗じて得た額又は1棟当たり2,300,000円のいずれか低い額。ただし、過去に補助対象住宅について、本補助金の交付を受けたことがある場合は、限度額から当該補助金の額を減じた額を限度額とする。

(宛先)加賀市長

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

電話番号 () -

補助金交付申請書

加賀市被災木造住宅耐震改修事業補助金の交付を受けたいので、加賀市被災木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助対象者の区分	所有者		居住者	
	所有予定者		居住予定者	
補助対象住宅の所在地				
補助対象住宅の建築年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	
事業の実施期間	着工予定	年	月	日
	完成予定	年	月	日
耐震改修等事業の区分	標準型		段階型	
耐震改修等予定事業費	金		円	
補助金交付申請予定額	金		円	

添付書類		チェック
1	付近見取図	
2	建物の外観写真(2景以上)	
3	一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅耐震診断の講習修了証の写し又は同等以上の内容と認められる講習修了証の写し	
4	耐震診断結果報告書	
5	耐震改修工事計画報告書	
6	設計後の耐震診断計算書	
7	平面図等の改修内容の分かる図面	
8	耐震改修事業費見積書又はその写し	
9	補助対象住宅の居住が分かる書類(住民票の写し等)	
10	補助対象住宅の所有者が分かる書類(登記現在事項証明書等)	
11	補助対象住宅の建築年が分かる書類(検査済証の写し等)	
12	所有者の同意書(補助対象者が所有者でない場合に限る。)	
13	居住者の同意書(補助対象者が居住者でない場合に限る。)	
14	誓約書(補助対象者が所有予定者又は居住予定者の場合に限る。)	
15	罹災証明書	
16	その他市長が必要と認める書類	

備考 上記の書類のほか、事業の計画書、収支予算書及び実施設計書を添付してください。

(宛先)加賀市長

この申請書及び添付書類に記載された内容を、個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及及び啓発目的に利用することに同意します。また、同様に石川県が耐震対策関連事業の推進のために必要とする場合には、加賀市が石川県に対し情報提供することに同意します。

年 月 日

氏名

年 月 日

(宛先)加賀市長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号 () -

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のあった補助金について、加賀市
令和6年能登半島地震に係る被災木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 (補助金交付確定額)										円
2 振込先金融機関	銀行・金庫 組合					本店・支店 出張所				
3 口座種別・番号	口座種別		口座番号							
	普通	当座								
4 口座名義	フリガナ									
	氏名									

年 月 日

(宛先)加賀市長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号 () -

代理受領に係る委任状

加賀市被災木造住宅耐震改修事業に係る補助金の交付の請求及び受領について、加賀市令和6年能登半島地震に係る被災木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の者に委任します。

記

補助事業	補助対象住宅の所在地	
	補助金交付申請額	

受任者	所在地 (個人の場合は住所)	
	事業所名称 (個人の場合は氏名)	
	代表者職・氏名 (個人の場合は記載不要)	
	連絡先	